

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和2年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 176,043 千円

【歳出】 地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,501,783 千円

（単位：千円）

区 分	令和2年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A - B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	1,268,836	108,254	1,160,582	239,875	174,748	390,050	355,909	41,721
	老人福祉費	769,643	54,815	714,828	13,164	62,494	13,243	625,927	73,373
	児童福祉費	1,532,794	2,055	1,530,739	783,193	305,698	77,684	364,164	42,688
衛生費	保健衛生費	322,006	121,094	200,912	16,990	1,872	26,267	155,783	18,261
合 計		3,893,279	286,218	3,607,061	1,053,222	544,812	507,244	1,501,783	176,043

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分